

法

○厚生労働省令第四十四号
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)、第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十六年政令第八号)

第二条第一項並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令を次のように定める。

平成十七年三月二十五日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

○厚生労働省令第四十四号
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)、第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十六年政令第八号)

第一条 民間事業者等が、厚生労働省の所管する法令に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(法第三条第二項の主務省令で定める保存)

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、別表第一の一から三までの表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれららの表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合

並びに別表第一の四の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる電磁的記録による保存を行なわなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気

ディスク、シーディー、ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておぐ

ことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルにより保存する方

法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の三の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項第二号に掲げる方法により行わなければならない。

3 民間事業者等が、第一項各号の規定に基づき別表第一の一の表に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

4 民間事業者等が、第一項各号又は第二項の規定に基づき別表第一の二若しくは四又は三の表に係る電磁的記録の保存を行なう場合は、次に掲げる措置を講しなければならない。

一 必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようすること。

二 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認ができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしてること。

三 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することができる措置を講じていること。

5 別表第一の一の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存につき、同一内容の書面を二以上の事務所等(書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下同じ。)に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第二項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたもののみなす。

(法第四条第一項の主務省令で定める作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行なう場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

(作成において氏名等を明らかにする措置)

第七条 別表第二の下欄に掲げる書面の作成において記載すべき事項とされた記名押印に代わるものであつて、法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百三号))第二条第一項の電子署名をいう。)とする。

(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

(法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の交付等とする。

(電磁的記録による交付等)

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電子通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを作成する方法

2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による承諾)

第十二条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

(監事の意見書)

第十三条 別表第五の上欄に掲げる法令に基づく同表の下欄に掲げる電磁的記録は、同表の下欄に掲げる規定による添付を行るべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一から第四のうち石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)に係る部分については、同規則の施行の日(平成十七年七月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一 (第三条及び第四条関係)

表一

健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第百七十二条第一項の規定による帳簿の備付け

労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)

第五十七条第一項の規定による戸籍証明書の備付け

第五十七条第二項の規定による学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書の備付け

第一百九条の規定による雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存

職業安定法(昭和二十一年法律第一百四十一号)

第三十二条の十五(第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む)の規定による帳簿書類の備付け

第三十三条の三第二項において読み替えて準用する第三十二条の四第二項の規定による書類の備付け

第三十九条第一項の規定による財務諸表等の備付け

第四十四条の規定による帳簿の備え及び保存

第十五条第一項の規定による図面、帳簿又は書類等の備付け

第十六条第一項の規定による埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証の保存

第十六条の二第一項の規定による帳簿の備付け

第十六条の二第二項の規定による帳簿の保存

第六条第一項の規定による宿泊者名簿の備付け

第三十九条第一項の規定による定款、規約、総会の議事録及び組合員名簿の備置き

第四十条第一項の規定による事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剩余金処分案又は損失処理案の備置き

第十九条の六、十第一項の規定による財務諸表等の備置き

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)

第十九条の六の十四の規定による帳簿の保存

第十四条第四項の規定による書面の保存

第十五条第四項の規定による帳簿の保存

第十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面の備置き

第十八条第一項の規定による譲受証又は譲渡証の保存

第二十八条第一項の規定による帳簿の備付け

第三十条の十七第一項の規定による帳簿の備付け

第三十条の十七第二項の規定による帳簿の備付け

第三十条の十七第三項の規定による帳簿の保存

勤労者財産形成促進法施行令 (昭和四十六年政令第三百三十二号)	国民年金基金令 (平成二年政令第三百四号)	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 (平成三年政令第五十ニ号)	第十二条第三項の規定による会議録の備付け
水道法施行規則 (昭和三十二年厚生省令第四十五号)	第十六条第三項の規定による加入員に関する原簿の備付け	第十四条第一項の規定による財務諸表等の備置き	第十九条第一項の規定による加入員に関する原簿の備付け
労働者災害補償保険法施行規則 (昭和三十三年労働省令第二十二号)	第十七条第一項の規定による会議録の備付け	第十八条の規定による帳簿の備え及び保存	第二十条第一項の規定による加入者に関する原簿の備付け
消費生活協同組合財務処理規則 (昭和二十九年厚生省令第三十七号)	第十八条第三項の規定による会議録の備付け	第十九条第三項の規定による会議録の備付け	第二十一条第一項の規定による加入者に関する原簿の備付け
厚生年金保険法施行規則 (昭和二十九年厚生省令第三十四号)	第五十二条第一項の規定による加入員に関する原簿の備付け	第二十二条第一項の規定による加入員に関する原簿の備付け	第二十二条第一項の規定による加入者に関する原簿の備付け
と畜場法施行規則 (昭和二十八年厚生省令第四十四号)	第五十三条第一項第七号イの規定による帳簿書類の備付け	第二十三条第一項第七号イの規定による帳簿書類の備付け	第二十三条第一項第七号イの規定による帳簿書類の備付け
厚生年金保険法施行規則 (昭和二十九年厚生省令第三十七号)	第五十四条の規定による加入員に関する原簿の備付け	第二十六条の規定による加入員に関する原簿の備付け	第二十六条の規定による加入員に関する原簿の備付け
労働者災害補償保険法施行規則 (昭和三十三年労働省令第二十二号)	第十四条の規定による加入員に関する原簿の備付け	第二十八条の規定による厚生年金保険に関する計算書の結果を証する書類の保存	第二十八条の規定による厚生年金保険に関する計算書の結果を証する書類の保存
第十四条の十四の規定による帳簿の備付け	第十五条の規定による加入員に関する原簿の備付け	第二十八条第一項の規定による事業報告書、財務諸表及び剩余金処分案又は欠損金処理案の備置き	第二十八条第一項の規定による事業報告書、財務諸表及び剩余金処分案又は欠損金処理案の備置き

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)

第十三条第一項(第一百四十一條において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の備付け

第十四条第二項(第一百十二条第一項、第一百四十一條、第一百四十一條において準用する場合を含む。)の規定による書面の保存

第七十六条第一項の規定による登録台帳の備付け

第九十八条の二第三項(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による契約書の保存

第九十八条の二第五項第五号(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告及び記録の保存

第九十八条の二第六項(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存

第九十八条の二第七項(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の保存

第一百四条の規定による記録、書類等の保存

第一百七条の規定による帳簿の備付け及び保存

第一百三十条第三項の規定による帳簿の保存

第一百六十四条第一項(第一百七十八条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の備付け

第一百七十三条第三項の規定による書面の保存

第一百九十二条第一項(第一百九十二条において準用する場合を含む。)の規定による苦情処理記録の保存

第一百九十二条第四項第三号(第一百九十二条において準用する場合を含む。)の規定による回収処理記録の保存

第一条第七項の規定による家内労働手帳の保存

厚生年金基金規則(昭和四十年厚生省令第三十四号)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)

第三条の十一第一項の規定による財務諸表等の備付け

第二十五条の十第一項(第二十六条の二第三項、第二十六条の四第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第三項、第二十九条の二第三項及び第三十条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の備付け

第三百八十一一条第一項の規定による記録の保存	第三百八十二条の二の規定による記録の保存
第三百八十九条の規定による記録の保存	第三百八十九条の十一第二項の規定による記録の保存
第五百七十五条の九の規定による記録の保存	第五百七十五条の十六第二項の規定による記録の保存
第五百七十五条の十一の規定による記録の保存	第五百七十五条の十六第二項の規定による記録の保存
第五百七十五条の九の規定による記録の保存	第五百七十五条の九の規定による記録の保存
第三十二条第三項の規定による記録の保存	第三十二条第三項の規定による記録の保存
第六十七条第三項の規定による記録の保存	第六十七条第三項の規定による記録の保存
第八十八条第三項の規定による記録の保存	第八十八条第三項の規定による記録の保存
第九十四条第三項の規定による記録の保存	第九十四条第三項の規定による記録の保存
第二十三条第三項の規定による記録の保存	第二十三条第三項の規定による記録の保存
第三十八条の規定による記録の保存	第三十八条の規定による記録の保存
第七十九条の規定による記録の保存	第七十九条の規定による記録の保存
第一百九条第三項の規定による記録の保存	第一百九条第三項の規定による記録の保存
第二百二十三条の規定による記録の保存	第二百二十三条の規定による記録の保存
第二百五十七条の規定による記録の保存	第二百五十七条の規定による記録の保存
第二百九十五条の規定による記録の保存	第二百九十五条の規定による記録の保存
第二百十一条の規定による記録の保存	第二百十一条の規定による記録の保存
第二十一条第三項の規定による記録の保存	第二十一条第三項の規定による記録の保存
第二十八条第三項の規定による記録の保存	第二十八条第三項の規定による記録の保存
第二十八条の二第二項の規定による記録の保存	第二十八条の二第二項の規定による記録の保存
第三十条の規定による有機溶剤等健康診断個人票の保存	第三十条の規定による有機溶剤等健康診断個人票の保存
第五十二条第二項の規定による記録の保存	第五十二条第二項の規定による記録の保存
第五十二条の二第二項による記録の保存	第五十二条の二第二項による記録の保存
年労働省令第三十七号	年労働省令第三十七号
鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）	鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）
ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）	ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）
有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）	有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）

四アルキル鉛中毒予防規則 (昭和四十七年労働省令第三号)	特定化学物質等障害予防規則 (昭和四十七年労働省令第十九号)	四アルキル鉛健康診断個人票の保存
四酸素欠乏症等防止規則 (昭和四十七年労働省令第四十号)	高気圧作業安全衛生規則 (昭和四十七年労働省令第四十号)	第二十二条の規定による記録の保存
事務所衛生基準規則 (昭和四十七年労働省令第四十三号)	電離放射線障害防止規則 (昭和四十七年労働省令第四十一号)	第三十二条の規定による記録の保存
第九条の規定による記録の保存	第三条第二項の規定による記録の保存	第三十三条の規定による四アルキル鉛健康診断個人票の保存
第七条第二項の規定による記録の保存	第五十四条第一項の規定による記録の保存	第三十六条第二項の規定による記録の保存
第五十五条の規定による記録の保存	第四十五条第一項の規定による記録の保存	第三十六条第三項の規定による記録の保存
第五十七条の規定による電離放射線健康診断個人票の保存	第十八条の七の規定による記録の保存	第三十六条の二第二項の規定による記録の保存
第九条の規定による記録の保存	第五十五条の規定による記録の保存	第三十六条の二第三項の規定による記録の保存
第七条第二項の規定による記録の保存	第五十四条第一項の規定による記録の保存	第三十七条の規定による記録の保存
第五十七条の規定による電離放射線健康診断個人票の保存	第四十五条第一項の規定による記録の保存	第三十八条の四の規定による記録の保存
第九条の規定による記録の保存	第五十五条の規定による記録の保存	第三十八条の十の規定による記録の保存
第七条第二項の規定による記録の保存	第十八条の七の規定による記録の保存	第三十九条第一項の規定による特定化学物質等健康診断個人票の保存
第五十七条の規定による電離放射線健康診断個人票の保存	第五十五条の規定による記録の保存	第四十条第二項の規定による記録の保存
第九条の規定による記録の保存	第五十四条第一項の規定による記録の保存	第四十二条第二項の規定による記録の保存
第七条第二項の規定による記録の保存	第四十四条第一項の規定による記録の保存	第四十三条第三項の規定による記録の保存
第五十七条の規定による電離放射線健康診断個人票の保存	第四十五条第一項の規定による記録の保存	第四十四条第二項の規定による記録の保存
第九条の規定による記録の保存	第五十五条第二項の規定による記録の保存	第四十五条第二項の規定による記録の保存
第七条第二項の規定による記録の保存	第十八条の七の規定による記録の保存	第四十六条第一項の規定による記録の保存
第五十七条の規定による電離放射線健康診断個人票の保存	第五十五条第一項の規定による記録の保存	第四十七条第一項の規定による記録の保存
第九条の規定による記録の保存	第五十四条第一項の規定による記録の保存	第四十八条第一項の規定による記録の保存
第七条第二項の規定による記録の保存	第四十五条第一項の規定による記録の保存	第四十九条第一項の規定による記録の保存
第五十七条の規定による電離放射線健康診断個人票の保存	第五十五条第一項の規定による記録の保存	第五十条第一項の規定による記録の保存
第九条の規定による記録の保存	第五十五条第一項の規定による記録の保存	第五十一条第一項の規定による記録の保存

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十号)	第二十九条第二項の規定による居宅介護支援台帳の保存
指定介護老人福祉施設の人員及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十号)	第三十七条第二項の規定による施設サービス計画の保存
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)	第三十八条第二項の規定による施設サービス計画の保存
指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)	第三十六条第二項の規定による施設サービス計画の保存
厚生労働大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(平成十二年厚生省令第十四号)	第五条の規定による書類の備え
厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成十二年厚生省令第十四号)	第十三条の規定による書類の備え
厚生労働大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成十二年厚生省令第十四号)	第三十条第二項の規定による諸記録の保存
指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)	第三十九条の規定による帳簿の備え及び保存
確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)	第六条の規定による採血基準書の備付け
採血の業務の管理及び構造設備に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二百八十八号)	第八条第二号の規定による苦情処理記録の保存
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十五号)	第九条第一項第二号の規定による苦情処理記録の保存
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十五号)	第五条第五項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存

医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十五号)	第五条第六項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)	第六条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理用医薬品の製造管理及び体外診断用医薬品の品質管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)	第十八条第三項の規定による品質管理業務手順書の備付け
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)	第二十四条の規定による文書の保存
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)	第六条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による製品標準書又は文書の保管
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)	第十六条第三号(第十九条、第二十条、第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による品質管理業務手順書の保存
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)	第十六条第一号(第十九条、第二十条、第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)	第十二条第二項(第二十条、第二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)	第十二条第四項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)	第十二条第三項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)	第十二条第一項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)	第七十二条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)	第七十二条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管
医薬品、医療機器の製造販売後安全管理の基準(平成十六年厚生労働省令第二百五十九号)	第七十二条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管

石綿障害予防規則 年厚生労働省令第十一号	医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百七十一号)	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百七十九号)	医薬品及び医薬部外品の製造管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百七十九号)
第三条の規定による記録の保存	第三条第二項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等業務手順書の保存	第四条第三項第一号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等基本計画書の保存	第三条第二項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等基本計画書の保存
第三十条の規定による文書の保管	第四条第三項第五号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による契約文書の保存	第六条第二項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による契約文書の保存	第四条第三項第四号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等基本計画書等の保存
第三十二条の規定による記録の保存	第七条(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による製品標準書の保管	第十条第三項第二号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による指示文書の保存	第七条(第三十二条において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条の規定による記録等の保存
第三十三条の規定による記録の保存	第八条第一項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理基準書の保管	第八条第二項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造管理基準書の保管	第八条第一項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理基準書の保管
第三十四条の規定による記録の保存	第八条第三項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による品質管理基準書の保管	第八条第四項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の保管	第八条第三項(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による手順書等の備付け
第三十五条の規定による記録の保存	第十一条第一号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造指図書の保管	第二十条第一号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管	第二十二条第一号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管
第三十六条の規定による記録の保存	第二十条第三号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管	第二十二条第三号(第三十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の保管	第二十三条の規定による記録の保存

表

第三十六条第二項の規定による記録の保存	第三十五条の規定による記録の保存
第三十七条第二項の規定による記録の保存	第三十五条の規定による記録の保存
第四十一条の規定による「石綿健康診断個人票」の保存	第三十五条の規定による記録の保存
第三十七条第一項の規定による記録の保存	第三十五条の規定による記録の保存

表三

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五十五号)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五十五号)	第三十七条第一項の規定による帳簿の記載	第三十八条第一項の規定による帳簿の記載
関する法律	関する法律	第三十九条第一項の規定による帳簿の記載	第四十条第一項の規定による帳簿の記載	第三十六条第一項の規定による帳簿の記載
労働保険の保険料の徴収等に	労働保険の保険料の徴収等に	第八十四条第三項の規定による保険料の控除に関する計算書の作成	八十四条第三項の規定による保険料の控除に関する計算書の作成	第三十六条の規定による帳簿の記載
社会保険労務士法	社会保険労務士法	第二十三条第一項(第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による定款の作成	第二十三条第一項(第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による定款の作成	第三十六条の規定による帳簿の記載
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に対する特別措置法	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に対する特別措置法	第三十五条第三項(第五十二条、第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による組合員名簿の記載	第三十五条第三項(第五十二条、第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による組合員名簿の記載	第三十六条の規定による帳簿の記載
第三十六条の規定による帳簿の記載	第三十六条の規定による帳簿の記載	第四十八条(第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)における議事録の作成	第四十八条(第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。)における議事録の作成	第三十六条の規定による帳簿の記載
第三十六条の規定による帳簿の記載	第三十六条の規定による帳簿の記載	第五十二条において準用する商法第二百六十四条第一項の規定による議事録の作成	第五十二条において準用する商法第二百六十四条第一項の規定による議事録の作成	第三十六条の規定による帳簿の記載
第三十六条の規定による帳簿の記載	第三十六条の規定による帳簿の記載	第九十二条の五第一項の規定による帳簿の記載	第九十二条の五第一項の規定による帳簿の記載	第三十六条の規定による帳簿の記載
第三十六条の規定による帳簿の記載	第三十六条の規定による帳簿の記載	第十四条第三項(第十六条の第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による書面の作成	第十四条第三項(第十六条の第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による書面の作成	第三十六条の規定による帳簿の記載
第三十六条の規定による帳簿の記載	第三十六条の規定による帳簿の記載	第四十九条第二項の規定による記録の作成	第四十九条第二項の規定による記録の作成	第三十六条の規定による帳簿の記載
第三十六条の規定による帳簿の記載	第三十六条の規定による帳簿の記載	第二十三条の十一の規定による帳簿への記載	第二十三条の十一の規定による帳簿への記載	第三十六条の規定による帳簿の記載
第三十六条の規定による帳簿の記載	第三十六条の規定による帳簿の記載	第五条第四項の規定による健康診断に関する記録の作成	第五条第四項の規定による健康診断に関する記録の作成	第三十六条の規定による帳簿の記載
第三十六条の規定による帳簿の記載	第三十六条の規定による帳簿の記載	第十九条第一項(第二十五条の二十において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の記載	第十九条第一項(第二十五条の二十において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の記載	第三十六条の規定による帳簿の記載
第三十六条の規定による帳簿の記載	第三十六条の規定による帳簿の記載	第二十五条第二項において準用する商法第三十二条规定による商業帳簿の作成	第二十五条第二項において準用する商法第三十二条规定による商業帳簿の作成	第三十六条の規定による帳簿の記載

建築物における衛生的環境の確保に関する法律	家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	関する法律	第三条第二項の規定による帳簿書類の記載	第七条の十四の規定による帳簿の記載	第九条の十一の規定による帳簿の記載	第十条の規定による帳簿書類の記載
労働時間の短縮の促進に関する法律(平成四年法律第九十号)	職業安定法(昭和四十年法律第六十号)	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	関する法律	第四十二条第三項において準用する職業安定法第三十三条の二第七項において準用する同法第三十二条の十五の規定による帳簿書類の作成	第四十二条第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三運營の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三運営の規定による派遺元管理台帳の作成又は記載	第四十五条において準用する第四十二条第三項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三運営の規定による派遺元管理台帳の作成又は記載	第四十五条において準用する第四十二条第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第三運営の規定による派遺元管理台帳の作成又は記載
臓器の移植に関する法律	労働安全衛生法	作業環境測定法	労働安全衛生法	第一百三十三条第一項の規定による帳簿の記載	第四十三条第一項の規定による帳簿及び書類の記載	第四百三十三条第一項の規定による帳簿の記載	第四百三十三条第一項の規定による帳簿の記載
鳥検査に關する法律	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	第十八条の規定による書類の記載	第十九条の規定による書類の記載	第二百三十三条第一項の規定による帳簿の記載	第二百三十三条第一項の規定による帳簿の記載
鳥食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に關する法律	社会福祉士及び介護福祉士法	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律	第十九条第一項の規定による派遣先管理台帳の作成及び記載	第四十二条第一項の規定による派遣先管理台帳の作成及び記載	第四百三十三条第一項の規定による帳簿及び書類の記載	第四百三十三条第一項の規定による帳簿の記載
労働時間の短縮の促進に関する法律(平成四年法律第九十号)	救急救命士法	第十七条(第三十七条、第四十一条第三項及び第四十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿の記載	第十四条第一項の規定による決議	第六条第五項の規定による書面の作成	第十六条第一項の規定による記録の作成	第十四条第一項の規定による帳簿の記載	附則第八条の規定による記録の作成

	確定給付企業年金法	第四十九条の規定による運営管理業務に関する帳簿書類の作成 関する報告書の作成
法律第八十八号) (平成十三年 法定拠出年金法)	第一百一条の規定による業務に関する帳簿書類の作成	第二十六条の十四の規定による帳簿の記載
健康増進法	第二十六条の十四の規定による帳簿の記載	定による会議録の作成
健康保険法施行令	第二十四条第一項(第六十条において準用する場合を含む。)の規定による報告書の作成	第二十四条第一項(第六十条において準用する場合を含む。)の規定による報告書の作成
食品衛生法施行令	第三十一条の規定による帳簿の記載	第三十三条第一項の規定による会議録の作成
厚生年金基金令	第十四条第一項の規定による加入員に関する原簿の記載	第十四条第一項の規定による加入員に関する原簿の記載
勤労者財産形成促進法施行令	第十五条第一項の規定による会議録の作成	第三十九条第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の作成
国民年金基金令	第十六条第一項の規定による会議録の作成	第十七条第一項の規定による加入員に関する原簿の記載
鳥食鳥処理の事業の規制及び食品安全検査に関する法律施行令	第十八条第一項の規定による加入員に関する原簿の記載	第十八条第一項の規定による加入員に関する原簿の記載
確定給付企業年金法施行令	第十九条第一項の規定による帳簿の記載	第十九条第一項の規定による加入員に関する原簿の記載
健康保険法施行規則	第二十条第一項の規定による会議録の作成	第二十条第一項の規定による加入者に関する原簿の記載
船員保険法施行規則	第二百四十八条の規定による計算書の記載	第二百四十八条の規定による計算書の記載
十二年厚生省令第二十三号)	第二百七十六条の規定による計算書の記載	第二百七十六条の規定による計算書の記載
労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)	第二十五条の二第二項の規定による協定	第二十五条の二第三項の規定による協定

労働安全衛生規則

第二十三条第三項の規定による記録の作成

第二十四条の四第三項の規定による記録

第三十八条の規定による記録の作成

第五十一条の規定による健康診断個人票の作成

第一百三十五条の二の規定による記録

第一百四十二条第三項の規定による記録

第一百五十二条の三十三の規定による記録

第一百五十二条の三十三の規定による記録

第一百五十二条の四十の規定による記録

第一百五十二条の五十五の規定による記録

第五百九十条第二項(第五百九十二条第二項、第五百九十三条第二項、第六百七十二条第二項及び第六百九十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による記録

則ボイラー及び圧力容器安全規則

第三十二条第三項の規定による記録

第六十七条第三項の規定による記録

第八十八条第三項の規定による記録

第九十四条第三項の規定による記録

第三十八条第三項の規定による記録

第二十三条第三項の規定による記録

第七十九条第三項の規定による記録

第一百九条第三項の規定による記録

第一百五十七条の規定による記録

第一百五十五条の規定による記録

第二百十一一条の規定による記録

第二十二条第三項の規定による記録

第二十八条第三項の規定による記録

第二十九条の二の規定による記録

第三十条の規定による有機溶剤等健康診断個人票の作成

第三十六条の規定による記録

第三十二条第二項の規定による記録

第五十二条の二第二項の規定による記録

第五十四条の規定による鉛健康診断個人票の作成

第五十二条の二第二項の規定による記録

第五百九十条第二項(第五百九十二条第二項、第五百九十三条第二項、第六百七十二条第二項及び第六百九十二条第二項において準用する場合を含む)の規定による記録

ゴンドラ安全規則

有機溶剤中毒予防規則

鉛中毒予防規則

特定化学物質等障害予防規則

四アルキル鉛中毒予防規則

特定化学物質等健康診断個人票の作成

指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準	指定介護老人福祉施設の人 員及び運営に関する基準	指定介護老人保健施設の人 員及び運営に関する基準	第十二条第一項の規定による施設サービス計画の作成
介護老人保健施設の人員、施 設及び設備並びに運営に関す る基準	介護老人保健施設の人員、施 設及び設備並びに運営に関す る基準	介護老人保健施設の人員、施 設及び設備並びに運営に関す る基準	第十四条第一項の規定による施設サービス計画の作成
指定訪問看護及び指定老人訪 問看護の事業の人員及び運営 に関する基準	指定訪問看護及び指定老人訪 問看護の事業の人員及び運営 に関する基準	指定訪問看護計画書の作成	第十五条第一項の規定による施設サービス計画の作成
確定給付企業年金法施行規則	確定給付企業年金法施行規則	第十七条第二項の規定による訪問看護計画書の作成	第十七条第三項の規定による訪問看護報告書の作成
採血の業務の管理及び構造設 備に関する基準	採血の業務の管理及び構造設 備に関する基準	第一百九条の規定による帳簿の記載	第六条の規定による手順に関する文書の作成
医薬品、医療部外品、化粧品、 及び医療機器の製造販売後安 全管理の基準に関する省令	医薬品、医療部外品、化粧品、 及び医療機器の製造販売後安 全管理の基準に関する省令	第九条第一項第二号の規定による苦情処理記録の作成	第八条第一項第二号の規定による苦情処理記録の作成
第五条第一項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定 による文書の作成	第五条第一項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定 による文書の作成	第五条第二項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定 による文書の作成	第五条第二項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定 による文書の作成
第五条第三項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定 による文書の作成	第五条第三項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定 による文書の作成	第五条第四項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定 による文書の作成及び日付の記載	第五条第四項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定 による文書の作成
第五条第五項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定 による文書の作成又は改訂の際の日付の記録	第五条第五項(第十四条において準用する場合を含む。)の規定 による文書の作成	第六条第三号(第十四条及び第十五条において準用する場合を 含む。)の規定による文書の作成	第七条第一項(第十四条及び第十五条において準用する場合を 含む。)の規定による記録の作成
第九条第一項(第十四条及び第十五条において準用する場合を 含む。)の規定による記録の作成	第九条第一項(第十四条及び第十五条において準用する場合を 含む。)の規定による記録の作成	第八条第二項第二号の規定による記録の作成	第九条第二項第三号の規定による記録の作成
第九条第三項(第十四条及び第十五条において準用する場合を 含む。)の規定による製造販売後安全管理業務手順書等への必要 事項を定めること	第九条第三項(第十四条及び第十五条において準用する場合を 含む。)の規定による製造販売後安全管理業務手順書等への必要 事項を定めること		

規定による実施要領書又は文書の作成

規定による要求事項（第八十条において準用する場合を含む。）の第二十六条第五項

第二十八条第二項第一号（第八十条において準用する場合を含む。）の規定による文書化

規定第二十八条第四項（第八十条において準用する場合を含む。）の
ことにより要求事項の書面による旨成る。

第二十九条第四号（第八十条において準用する場合を含む。）の

第三十条第一項（第八十条において準用する場合を含む。）の規

第三十条第五項（第八十条において準用する場合を含む。）の規

第三十七条第一項（第八十条において準用する場合を含む。）の規定に依りて更新

規定による手順書の作成

規定による文書の作成

規定による文書の作成

よくある要求事項書の作成

第四十二条第一項の規定による要求事項書の作成

規定による手順書及び作業指図書の作成用する場合を含む。)の

第四十五条第四項（第八十条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成

第四十六条第一項の規定による手順書の作成

規定による手順書の作成

規定による手順書の作成

規定による手順書の作成

規定による手順書又は作業指図書の作成用する場合を含む。)の

規定による手順書又は作業指図書の作成

医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令

第五十五条第三項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成

第五十六条第六項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による要求事項の作成

第六十条第九項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による作業指図書の作成

第六十条第十項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による文書化

第六十一条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成

第六十二条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成

第六十三条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による是正措置手順書の作成

第六十二条第六項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成

第六十四条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による予防措置手順書の作成

第六十六条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による製品標準書の作成

第六十六条第二項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の作成

第六十七条第一号(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による作業指図書の作成

第七十四条の規定による製品標準書の作成

第三条第一項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等業務手順書の作成

第三条第二項(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による製造販売後調査等業務手順書の作成又は改訂の際の日付による製造販売後調査等業務手順書の作成

第四条第三項第一号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による必要事項を文書で定めること

第四条第三項第二号(第十二条において準用する場合を含む。)の規定による文書の改訂

消費生活協同組合法	第十四条第一項又は第三項の規定による書類の提出
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	第十九条の六の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
社会福祉法	第八十四条第三項の規定による保険料の控除額の通知
厚生年金保険法	第三十六条第一項及び第二項(第五十二条の十第一項及び第六十条において準用する場合を含む。)の規定による決算関係書類の提出
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(適)	第十三条第一項及び第二項(第五十二条の十第一項及び第六十条において準用する場合を含む。)の規定による決算関係書類の提出
水道法	第二十条の十二第二項第二号(第二十四条の三第六項の規定に由り水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合において、水道事業者がその業務の範囲内において、水道管理業務を受託する場合を含む。)の規定による決算関係書類の提出
薬事法	第二十三条の十七第二項第一号の規定による事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の提出
労働災害防止団体法	第二十六条第一項の規定による事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の提出
職業能力開発促進法	第二十三条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	第六十八条第一項(第九十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による決算関係書類の提出
労働安全衛生法	第五十条第二項第二号(第五十三条の三、第五十四条、第五十五条の二及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
職業能力開発促進法	第六十条(昭和四十五年法律第六十号)の規定による家内労働手帳の交付
労働安全衛生法	第六十六条第一項の規定による書面の交付
職業能力開発促進法	第二十六条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
健康増進法	第五十条第二項第二号(第五十三条の三、第五十四条、第五十五条の二及び第七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
作業環境測定法	第二十六条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
食品衛生法施行令	第二十七条第一項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
厚生年金基金令	第三十九条第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の代議員会への提出
国民年金基金令	第二十八条第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の代議員会への提出
食鳥検査に關する法律の規制及び食の交付	第十四条第二項第一号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付

水道法施行規則

抄本の交付 第十四条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の謄本又は第九十八条の二第四項第三号(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による文書による指示

第九十八条の二第四項第五号(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告

第九十八条の二第四項第五号(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告

第九十八条の二第五項第一号(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告

第九十八条の二第七項(第九十八条の四において準用する場合を含む。)の規定による文書による指示

第九十八条の十一第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付

第九十五条の十第二項(第二十六条の二第三項、第二十六条の四第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第三項、第二十九条の二第三項及び第三十条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付

第九十条第一項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書の提出

第八条第一項第八号の規定による報告書の提出

第十一条第一項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書の提出

第十五条の七(第五十六条及び第五十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による文書の提出

第十六条第六項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による手順書の交付

第二十二条第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書の交付

第二十三条第三項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知

第二十六条第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による監査証明書の提出

第二十四条第一項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知

第二十六条の十第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知

第二十六条の八第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定によるモニタリング報告書の提出

第二十六条の十第二項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知

第二十六条の十第三項(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定による文書による通知

第三十二条第一項(第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第三項(第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第四項(第五十六条、第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第五項(第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第六項(第五十六条及び第五十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第七項(第五十六条及び第五十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第八項(第五十六条及び第五十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第九項(第五十六条及び第五十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第十項(第五十六条及び第五十八条第七項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第十一項(第五十六条及び第五十八条第八項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第十二項(第五十六条及び第五十八条第九項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第十三項(第五十六条及び第五十八条第十項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第十四項(第五十六条及び第五十八条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第十五項(第五十六条及び第五十八条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

第三十二条第十六項(第五十六条及び第五十八条第十三項において準用する場合を含む。)の規定による文書による意見の提出

指定居宅サービス等の事業の
人員、設備及び運営に関する
基準

第二十四条第四項の規定による訪問介護計画の交付
第六十九条第三項の規定による訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出

第九条第一項第三号の規定による文書による指示

第七十条第四項の規定による訪問看護計画書の交付
第八十一条第四項の規定による訪問リハビリテーション計画の交付

第九十九条第四項の規定による通所介護計画の交付
第一百五十五条第四項の規定による通所リハビリテーション計画の交付

第一百二十九条第四項の規定による短期入所生活介護計画の交付
第一百四十七条第四項の規定による短期入所療養介護計画の交付
第一百六十四条第五項の規定による痴呆対応型共同生活介護計画の交付

第百八十四条第五項の規定による特定施設サービス計画の交付
第十三条第十一号及び第十五条の規定による居宅サービス計画
の交付

第十二条第八項の規定による施設サービス計画の交付

第十四条第八項の規定による施設サービス計画の交付

第六条第三号（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定により、文書で意見を述べること

第七条第二項の規定による文書による報告
第八条第一項第四号（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告

第八条第一項第二号の規定による文書による報告

第九条第一項第三号（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による指示

第九条第二項第二号の規定による文書による指示

別表第五（第十三条関係）

消費生活協同組合法
正化及び振興に関する法律
生活衛生関係営業の運営の適
労働災害防止団体法
職業能力開発促進法

		医薬品及び医薬部外品の基準に関する省令
		第十九条第九号（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
		第十五条第一項第五号（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
		第十三条第一項第二号（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
		第十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
		第十六条规定による文書による報告
		第十六条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
		第十七条第二号（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
		第十八条第一項第三号（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
		第十九条第二号（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
		第二十条第一号（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書の配布
別表第五（第十三条関係）	消費生活協同組合法	第四十条第四項の監事の意見書に係る電磁的記録
労働災害防止団体法	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	第三十六条第四項（第五十二条、第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）の監事の意見書に係る電磁的記録
職業能力開発促進法	第六十八条第三項（第九十条第一項において準用する場合を含む。）の監事の意見書に係る電磁的記録	第六十八条第三項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の監事の意見書に係る電磁的記録